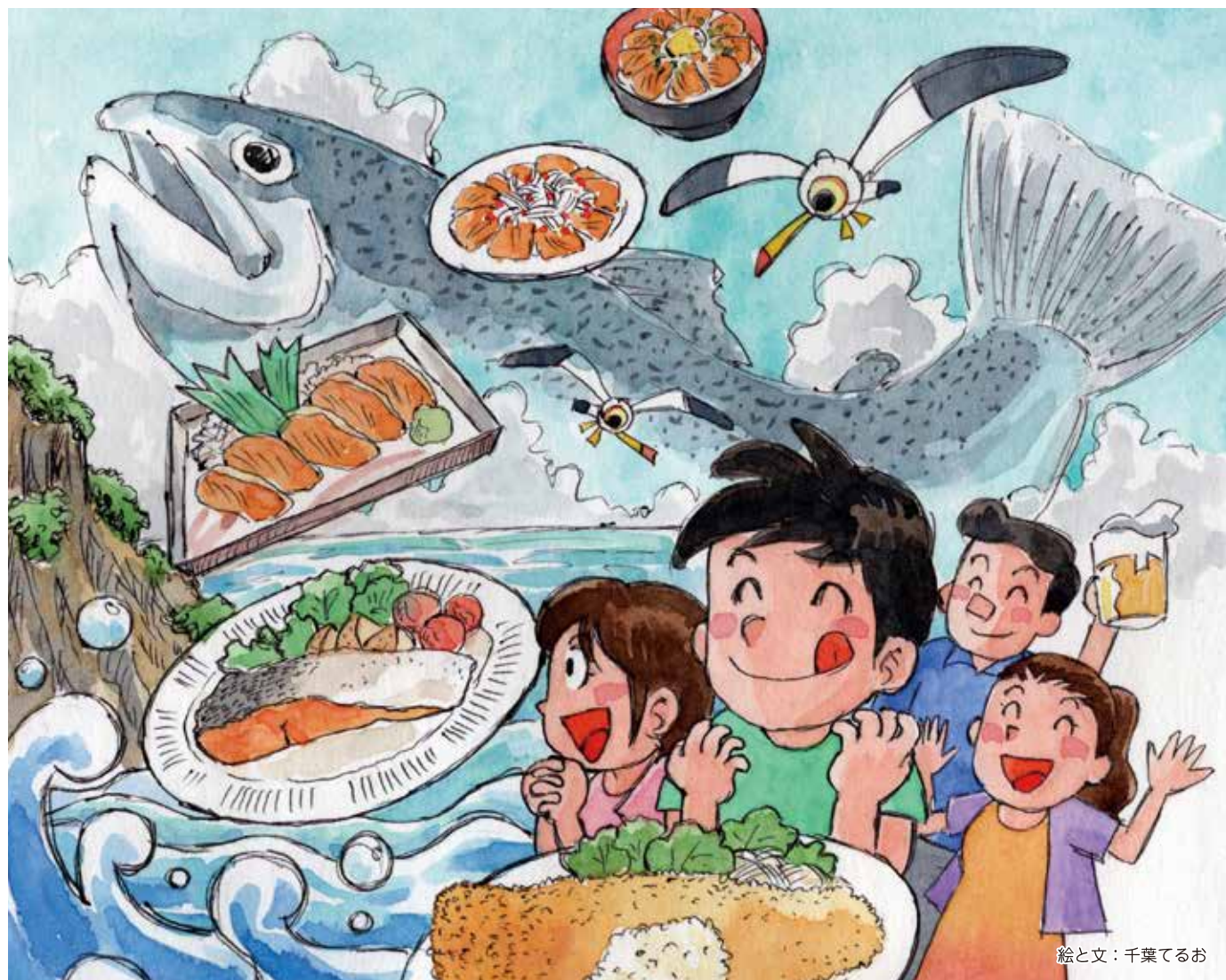


一般財団法人 岩手県社会保険協会
〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号
TEL.019-625-2772 FAX.019-626-0252
URL : <https://www.syahokyo-iwate.com/>

- 日本年金機構 P2-3 ● 令和8年4月1日～ 労働契約内容による年間収入での被扶養者の認定
● 外国人の年金制度加入について
- 全国健康保険協会 岩手支部 P4-5 ● 各種申請手続きがオンラインでもっと手軽に ● 健康サポート(特定保健指導)のご案内
● 医療機関の受診はマイナ保険証で
- 岩手県社会保険労務士会 P6 ● 社労士通信 vol.38
- 社会保険協会 P7-8 ● 令和7年度事業報告及び収支決算について
● 民話の里遠野健康ウォークを実施しました!!
● 「令和8年度ライフプランマニュアルシート」を送付しました。



「季節を問わない海鮮のホープと言える特産が拡大中！」

「トラウトサーモン」という言葉を聞いたことはありますか？今や三陸沿岸帯で盛んに開発・研究がおこなわれている名産となる魚で、淡水のニジマスを経由して海水で養殖するという技術で育てた魚をトラウトサーモンと呼んでいます。

現在のブランドは、大槌サーモン・久慈の琥珀サーモン・岩姫サーモン・宮古サーモン・オランダ島サーモン・大船渡サーモンがあり、各地それぞれに研究と改良を進め品質の整った魚を目指しています。程よい脂と味は調理の幅も広く季節を問わず味わいを楽しめます♪

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会
編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

令和8年4月1日～ 労働契約内容による 年間収入での被扶養者の認定

被扶養者の認定における年間収入については、扶養認定日が令和8年4月1日以降の被扶養者で、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約による年間収入が以下の要件を満たす場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱うことができるようになります。

年間収入要件

年間収入要件の確認を!



労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円未満^(※)であり、かつ、ほかの収入が見込まれず、以下に該当するとき

- ◎同居の場合：その収入が被保険者の収入の2分の1未満
- ◎別居の場合：その収入が被保険者からの仕送り額未満

(※)認定対象者が60歳以上の者である場合又はおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害である場合にあっては、180万円未満(ただし、障害年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません)。認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満。

添付書類

添付書類は確認して!



「被扶養者(異動)届」に以下の(1)(2)の両方の添付が必要となります。

- (1)労働契約内容がわかる書類(労働条件通知書、雇用契約書または労働条件が記載されている事業主証明(任意様式))
- (2)扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立書(申立書には扶養認定を受ける方の氏名を記載すること)*

※ただし、被扶養者(異動)届の扶養に関する申立書欄に、扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立てと扶養認定を受ける方の氏名を記載した場合は申立書の添付は不要です。

申立書または被扶養者(異動)届の扶養に関する申立書欄は、扶養認定を受ける本人に記載していただく必要があります。(扶養認定を受ける方が複数人の場合は本取り扱いの対象となる全員の記載が必要です)

留意事項



例えば、以下のように年間収入の判定ができない場合、本取り扱いでの認定はできません。

ア.被扶養者(異動)届の「被扶養者になった日」から起算して通知書等上の契約期間が1年未満の場合

イ.「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合

ウ.「通勤手当有」等となっており、手当の金額が不明確な場合

外国人の年金制度加入について

国民年金



日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。

「国内に住所を有する」という要件なので…



日本国内に住所を有する外国人の方も第1号被保険者となります。

※日本国籍を有しない方で在留資格が、「医療滞在」、「観光等を目的とするロングステイ」といった「特定活動」により滞在する方は、国民年金第1号及び第3号被保険者から適用除外となります。

厚生年金

【外国人従業員を採用したときの手続き】

健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に雇用され、健康保険・厚生年金保険に加入するときは、事業主が「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。被保険者資格取得届を提出する際は、「資格取得時の本人確認」を行っていただき、手続きをお願いします。

また、マイナンバーを有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、以下の書類により本人確認を行いますので、書類の写しの送付をお願いします。

●短期在留している外国人の本人確認

- ・旅券の身分事項のページの写し
- ・(ア)～(ウ)いずれかの写し
 - (ア) 旅券の資格外活動許可証印のページ
 - (イ) 資格外活動許可書
 - (ウ) 就労資格証明書



●日本国外に居住している方の本人確認

日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、現地における公的機関の発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います。

なお、初めて公的年金制度(共済組合等を除く)に加入した場合は、基礎年金番号通知書が交付されます。



【外国人従業員が家族を被扶養者にする時の手続き】

健康保険の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加がある場合、事業主を経由して「被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出します。

被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所(住民票)を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること等があります。

また、日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動(医療目的)」「特定活動(長期観光)」で滞在する方は、被扶養者には該当しません。



【外国人従業員が退職したときの手続き】

健康保険・厚生年金保険に加入している外国人従業員が退職または契約変更等により、健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなったときは、事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

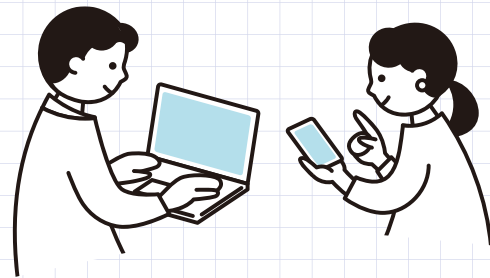
また、短期在留の外国人従業員が退職して自国へ帰国する場合、脱退一時金の制度があります。

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

電子申請の利用・詳細については、電子申請特設ページをご確認ください。



各種申請手続きが オンラインでもっと手軽に



2026年
1月13日
スタート

これからは、**電子申請**がおすすめです。

「安心」



システムチェックにより、**記載漏れなどのミスが防げます。**



制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、**正確に申請ができます。**

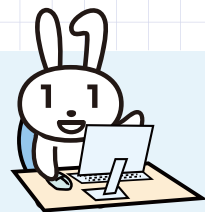
「便利」



郵送などにかかっていた**手間、時間、費用が削減できます。**



スマホやPCから**申請後の処理状況が確認できます。**



電子申請対象書類

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金支給申請書 出産手当金支給申請書 出産育児一時金支給申請書 高額療養費支給申請書 | <ul style="list-style-type: none"> 埋葬料(費)支給申請書 療養費支給申請書(立替払等) 療養費支給申請書(治療用装具) 任意継続資格取得申出書 | <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診券(セット券)申請書 特定保健指導利用券申請書 <p>他</p> |
|--|---|---|

健康サポート(特定保健指導)のご案内

健康サポートとは?
(特定保健指導)

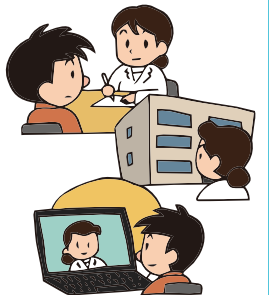
健康診断の結果から、生活習慣の改善が必要と判断された**40歳以上の被保険者(加入者ご本人)様**へ保健師・管理栄養士が**無料で個別にアドバイス**を行うものです。

※健康診断の結果に基づいた今の身体の状態 ※食生活・運動・休養・嗜好品の取り方など

～健康サポートのご利用方法は3つ!～

①健診機関での当日面談

- ※後日の日程調整や場所の確保をする必要がありませんので便利です。
- ※健診当日に健康サポート(特定保健指導)が受けられる健診機関は、協会けんぽ岩手支部のHPでご確認ください。



②保健師・管理栄養士の事業所訪問

- ※協会けんぽ岩手支部の保健師・管理栄養士がお勤め先に訪問し、対象者様と面談を行います。

③ICTによるオンライン面談

- ※協会けんぽの委託業者と対象者様をオンラインで接続して面談を行います。お手持ちのタブレットやスマートフォンでもご利用いただけます。
- ※対象者様の都合の良い時間や場所で受けていただくことができますので便利です。



詳細はこちら!

被扶養者(ご家族)様の健康サポート(特定保健指導)はこちら!

健康診断の結果から、健康サポート(特定保健指導)の対象となった方は、受診券(セット券)を利用して、特定健診当日から1週間以内に利用できる場合がございますので、受診先の健診機関にお尋ねください。1週間以内に利用されなかった方には、後日ご自宅に「特定保健指導利用券」をお送りいたします。
健診機関での面談の他、協会けんぽ岩手支部で受けることも可能です。



被扶養者(ご家族)様はこちら!

医療機関の受診は マイナ保険証で

～事業主の皆さまへのお願い～

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、**資格を取得した5日以内**に日本年金機構にご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまで時間を要する場合があります。



従業員の皆さまに対し、医療機関等の受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的な呼びかけをお願いいたします。

マイナ保険証についての特設サイトはこちら



「病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援」 ～令和8年4月からすべての事業主に努力義務化～

社 長 治療と就業の両立支援の努力義務って、どういうことなのかな？

社 労 士 はい。令和8年4月から、病気を抱えた従業員が治療をしながら安心して働き続けられるように、必要な体制の整備や措置を講ずることが事業主の努力義務になりました。（令和7年労働施策総合推進法改正）

社 長 必要な体制の整備か。じゃ、まずは相談窓口をつくってみようかな。

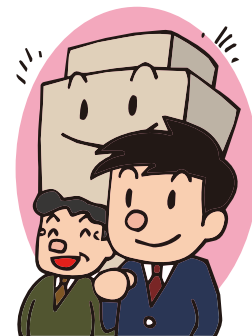
社 労 士 いいですね。ただ相談窓口をつくるだけではなく、相談がしやすい環境を整えることが大切になります。

社 長 相談がしやすい環境とは、具体的にはどうしたらいいかな。

社 労 士 相談窓口をポスター等で従業員に周知をしたり、上司から声を掛けたりして安心して相談できる雰囲気を作ることが大切です。また、相談の体制を整えることも大事です。働き方はどうしたいのか、どこまで可能か本人の意思を確認し、主治医の意見書を取得したり、産業医がいる場合は産業医と連携したりして、現場だけで判断しないことです。働き方については、例えば短時間勤務や業務軽減などを検討し、相談の内容はトラブル防止と見直しのため必ず記録しておきましょう。また、一旦決めても、病気の状態等により状況は変化しますので、定期面談等で継続的に確認した方がいいと思います。

社 長 何となくイメージがつかめた感じがするよ。これから体制づくりを整備し運用していこうと思うので、色々と相談にのってほしいな。

社 労 士 わかりました。従業員全員の安心感やモチベーションの向上で、良い人材の確保や離職防止にもつなげていきましょう。



小さな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

令和7年度事業報告及び収支決算について

一般財団法人岩手県社会保険協会では、令和8年5月21日盛岡市において令和7年度事業報告及び収支決算について理事会を開催しました。また、評議員会は令和8年6月5日に行われ、決算と役員改選について承認されました。事業報告の概要については次のとおりです。

【令和7年度事業報告の概要】

■制度広報活動

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行
- 会員事業所に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険の事務手続（適用・給付版）」（5月）
 - ・「令和7年度健康・雇用保険マニュアルシート」（7月）
 - ・「すこやかファミリーカレンダー」（1月）
 - ・「社会保険事業カレンダー（年齢区分社会保険手続）」（1月）
- 会員事業所の年金・健康保険委員に対する制度図書などの無償配布
 - ・「全国社会保険委員会連合会会報（第38号）」（11月）
 - ・「社会保険ダイアリー」（1月）



■制度広報活動

実施	内 容	場 所
8月～9月	【新任事務担当者研修会】 ○日本年金機構へ提出する事務手続きの概要について ○ハローワークによる事務手続きの概要について	二戸市、北上市、一関市、盛岡市、宮古市 189名参加
12月～3月	【ビジネスセミナー】 ○年収の壁、年金法改正について	HP動画配信

■保健事業及び健康づくり事業

月 日	場 所	内 容	
4月19日	遠野市	【民話の里 遠野健康ウオーク】 協力：民話のまち 遠野ウオーキング協会	89名参加
6月7日	滝沢市	【鞍掛山 軽登山】 協力：滝沢市山岳協会	39名参加
10月18日	平泉町	【健康ウオークin平泉】 協力：平泉歩こう会	76名参加
年間	会員事業所	健康づくり実施事業所への健康指導士等の派遣 健康づくりDVDの貸出	1事業所 19事業所

■福利厚生事業（会員限定）

月 日	場所／対象	内 容	備 考
9月	会員事業所	家庭常備薬の斡旋	
10月4日	花巻市	ゴルフ大会	21名参加
年間	会員事業所	「施設利用会員証」の（更新）発行	随時
	会員事業所	文化事業（音楽・演劇等）の優待案内	劇団四季 東京ディズニーリゾート

■会員拡大対策

実施月	対 象	内 容	備 考
8月	非会員	新規適用事業所に対する文書による会員加入勧奨（開示請求資料による）	勧奨321件 加入76件

■社会保険委員会（年金・健康保険委員）への活動支援

- 「年金・健康保険委員功労者表彰伝達式」共催事業（11月）
- 日本年金機構主催「ねんきんポスターコンクール」事業支援（11月）



民話の里遠野健康ウォークを実施しました!!

4月25日(土)に民話のまち遠野ウォーキング協会様のご協力のもと、6キロと9キロのコースに合計96名が参加しました。残念ながら桜の満開は過ぎていたものの、当日は晴天に恵まれ新緑が参加者を迎え、気持ちのいい



民話の里を満喫することができました。



「令和8年度ライフプランマニュアルシート」を送付しました。

当協会では社会保険制度の普及に向けてさまざまな啓発事業に取り組んでいますが、今年度の広報資料として「ライフプランマニュアルシート」を作成しました。

今般の資料は、健康保険、介護保険、労働保険及び国民年金・厚生年金保険から受けられる各種給付の手続きを記載し、労働者と事業主双方が知っておきたい内容を取りまとめたのでぜひご活用いただければ幸いです。

会員事業所の皆様におかれましては、厳しい値上げや人手不足など多くの不安を抱える毎日のことと存じますが、社会保険・労働保険制度の理解と知識の習得に向けて少しでもお役に立てますよう取り組んでまいりますので、今後とも当協会事業に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当資料のコピーやスキャンなどの無断複製は著作権法上禁止されていますことを申し添えます。



本資料は岩手県社会保険協会会員事業所様限定でお送りしています。

年会費は便利な口座振替で!

当協会では、2023年度(令和5年度)から会費の「口座振替」を開始しています。キャッシュレス化による事務効率、利便性から既に多くの事業所様にご利用いただいております。収納代行会社は、リコーリース(株)です。2027年度から「口座振替」を希望される場合は当協会宛にご連絡ください。

口座振替申込書

(FAX: 019-626-0252 または E-mail: i-kyokai@syahokyo-iwate.comへお申し込みください)。

協会会員番号		ご担当者名(フリガナ)
事業所名		
事業所所在地		電話番号

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、年金機構への届出と同時に当協会にもご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) FAX 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - - (宛名ラベルの下にあります)

変更日 年 月 日

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな		
事業所名		
所在地	〒 -	〒 -
	電話	電話

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。
当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165